

# 大豆・麦等生産体制緊急整備事業 業務方法書

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、高知県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2847号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2846号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う大豆・麦等生産体制確立推進事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、交付要綱、実施要領、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって中国四国農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第2に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、地域農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会。以下「地域協議会」という。）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う県内の地域協議会に対し、本事業に係る助成金を交付するものとする。

## 第2章 大豆・麦等生産体制確立推進事業の実施

### (県実施方針兼基金造成計画書)

第3条 県協議会長は、実施要領第4の1に定めるところにより県実施方針兼基金造成計画書を作成し、国の承認を受けるものとする。

### (県事業計画)

第4条 県協議会長は、実施要領第4の2の（1）のアに定めるところにより県事業計画を作成し、国の承認を受けた後、県域全体での取組を行う場合にあっては、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に県域全体での取組の内容を周知するものとする。

(地域事業計画)

- 第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の2の(2)のアに定めるところにより地域事業計画を作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、県事業計画に反映するものとする。
- 3 県協議会長は、県事業計画について国の承認を受けた後、別紙様式第1号により県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。
- 4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

(取組計画書兼助成金申請書)

- 第6条 地域協議会長又は県協議会長は、実施要領第4の3の(1)により取組計画書兼助成金申請書の様式を定め、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。
- 2 実施要領第2の2で定める取組参加者は、地域事業計画又は県事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、実施要領第4の3の(2)に定めるところにより取組計画書兼助成金申請書を作成し、当該取組を定めた地域協議会又は県協議会に提出するものとする。
- 3 取組参加者は、前項の取組計画書兼助成金申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 4 地域協議会長又は県協議会長は、第2項の取組計画書兼助成金申請書の提出を受けるに当たっては、取組計画書兼助成金申請書の提出者に対して、助成金の授受に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。
- ① 地域協議会長又は県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
  - ② 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。
  - ③ 上記①、②及び実施要綱・実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。
  - ④ 個人情報取扱に関する事項
- 5 地域協議会長又は県協議会長は、取組参加者より取組計画書兼助成金申請書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画又は県事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、取組計画書兼助成金申請書の提出者に別紙様式第2号により通知するものとする。
- なお、取組計画書兼助成金申請書の検査・審査に当たっては、地域協議会にあっては市町村、県協議会にあっては県に属する補助事業に精通した者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。

- 6 地域協議会長又は県協議会長は、計画していた額以上の申請があった場合には、地域事業計画又は県事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位等の決定や助成率等の調整を行い、取組計画書兼助成金申請書の提出者に別紙様式第2号によりその結果を通知するものとする。
- 7 地域協議会長又は県協議会長は、地域協議会又は県協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

(取組計画書兼助成金申請書の変更)

第7条 実施要領第4の3の(3)で定める重要な変更とは、以下に掲げる変更とする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 取組参加者の変更
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 取組の変更・追加・削除

(大豆・麦等生産体制確立推進事業に係る事業の執行)

第8条 県協議会及び地域協議会は、県事業計画又は地域事業計画において自らが取組を行うこととしている場合には、国又は県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

(概算払の請求)

第9条 地域協議会は、自ら行う取組及び事務費に限り、県協議会に別紙様式第3号により第5条第3項による承認通知を基に概算払請求を行うことができるものとする。

(取組報告書兼助成金請求書)

第10条 第6条第5項により取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は承認を受けた取組計画書兼助成金申請書について取組参加者と共同で申請した者(以下「共同申請者」という。)は、地域協議会長又は県協議会長が定める提出期限までに、取組の実施に必要な経費の請求について、別紙様式第4号により当該承認を受けた協議会に提出するものとする。

- 2 第6条第3項のただし書により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで助成金の申請をした取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼助成金請求書を提出するに当たって当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項のただし書の適用を受けた取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(取組報告書兼助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額)について別紙様式第9号により速やかに地域協議会長又は県協議会長に報告するとともに、地域協議会長又は県協議会長の返還命令

を受けてこれを返還しなければならない。

(地域事業計画に係る助成金の請求)

第 11 条 地域協議会長は、第 10 条第 1 項に基づき取組報告書兼助成金請求書の提出があった場合には、検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施及び事務に要した経費と合わせて交付額を取りまとめ、県域全体での取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加えて、別紙様式第 5 号により県協議会長に請求を行うものとする。

2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調整を行うものとする。

(大豆・麦等生産体制確立推進事業に係る助成金の支払)

第 12 条 県協議会長は、地域協議会長から第 9 条又は第 11 条の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第 16 条第 1 項の基金から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、地域協議会長に当該交付額を別紙様式第 6 号により通知するものとする。ただし、地域協議会長から直接支払の依頼があった場合は、県協議会長は、当該助成金の支払を地域協議会長に代わって取組報告書兼助成金請求書の提出者へ直接支払うことができるものとし、その場合には、取組報告書兼助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第 7 号により通知するとともに、地域協議会長に当該交付額の合計を別紙様式第 6 号により通知するものとする。この場合、地域協議会長は第 2 項を省略することができるものとする。

2 地域協議会長は、県協議会長から第 1 項の助成金を交付された場合には、遅滞なく取組報告書兼助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、交付額を別紙様式第 7 号により通知するものとする。

3 県域全体での取組を行う場合にあっては、県協議会長は第 11 条第 1 項に準じて交付額を取りまとめ、第 2 項に準じて取組報告書兼助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、県協議会長は、取組報告書兼助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第 7 号により通知するものとする。

4 第 3 項の場合、検査、助成金交付等に係る事務を、地域協議会長が行うことも可能とする。

(事務費)

第 13 条 県協議会の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費は助成の対象とする。

2 対象となる事務費の範囲については、実施要領別表のとおりとする。

3 県協議会長は、地域協議会の事務費としての活用可能額を定め、地域協議会へ通知するものとする。

4 県協議会は、県域全体での取組に係る検査及び助成金交付等の事務を関係地域協議会

が行う場合、当該事務費を県協議会の事務費として、地域協議会からの請求に応じて支払うものとする。

(助成金の返納)

- 第14条 本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者は、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、助成金の全部又は一部を助成金の交付を受けた地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。
- 2 県協議会及び地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者又はその共同申請者が、県協議会及び地域協議会から助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の交付を受けた者又は共同申請者に対して助成金の全部又は一部について、期日を定め返納を命じることができるものとする。
  - 3 前項により返納を命じられた者は、当該助成金を地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。
  - 4 第1項により返納があった地域協議会は、速やかに県協議会に返納しなければならない。
  - 5 県協議会は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長に送付しなければならない。
  - 6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長は、前項の期日までに命じられた額を県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は、県協議会長に対し、期日の延長をを求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。
  - 7 県協議会長は、当該地域協議会長より前項の期日の延長をを求める申請があった場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を当該地域協議会長に通知するものとする。
  - 8 県協議会長は、当該地域協議会が第2項の返納を第6項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第2項の期日に第6項の書面の提出を県協議会長が受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、中国四国農政局長からその他とるべき措置について指示を受け、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。
  - 9 第3項又は第4項により返納があった県協議会は、速やかに中国四国農政局長へ報告し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第 15 条 第 6 条第 5 項により取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地域協議会又は県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

### 第 3 章 基金の管理

(基金の管理)

第 16 条 県協議会は、要綱第 2 の 1 の基金造成事業により造成した基金について大豆・麦等生産体制緊急整備基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 県協議会は、基金を国の承認を受けた県事業計画に係る県協議会が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。

3 県協議会は、本事業について、県協議会に加え地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。

4 県協議会は、第 1 項の基金を高知銀行・普通預金により管理する。なお、用いる口座は果実が生じないものとする。

5 県協議会は、前項の管理からやむを得ず生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

6 県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続き等について中国四国農政局長の指示を受けるものとする。

### 第 4 章 報 告

(事業実施状況の報告)

第 17 条 地域協議会長は、別紙様式第 8 号により本事業の実施状況報告書を作成し、事業を実施した翌年度の 6 月 30 日までに県協議会長に報告するものとする。

(事業の評価)

第 18 条 県協議会長は、実施要領第 5 の 2 の事業評価報告書の作成に当たっては、本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者及び地域協議会に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができるものとする。

### 第 5 章 雑 則

(事業期間)

第 19 条 本事業の事業期間は、実施要綱施行日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(財産の管理等)

第 20 条 県協議会及び地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の

注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

- 2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第 14 条に準じて国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第 21 条 県協議会及び地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者に対して、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」第 22 条に準じて、本事業により取得した財産を地域協議会長又は県協議会長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

- 2 本事業により取得した財産のうち、第 1 項の規定の対象となるものは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 13 条第 4 号の規定に準じ、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。
- 3 第 1 項の財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)第 5 条により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)に準じることとする。
- 4 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地域協議会長又は県協議会長の承認を受けなければならない。
- 5 第 4 項に規定する手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うこととし、県協議会長は、必要に応じて中国四国農政局長へ処分当たりの意見を求めることができることとする。
- 6 県協議会長又は地域協議会長自らが、本事業により取得した第 2 項の財産等を処分しようとする時は、県協議会長の場合は地方農政局長等、地域協議会長の場合は県協議会長の承認を受けなければならない。
- 7 第 20 条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (帳簿の備付け等)

第 22 条 県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

- 2 取得財産が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、別紙様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 県協議会長は、必要に応じて、当該地域協議会長に対し、助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第 23 条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、中国四国農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、中国四国農政局長の承認のあった日（平成 25 年 3 月 12 日）から施行する。